用地調查等共通仕様書新旧対照表

令和6年4月1日

宮崎県農政水産部

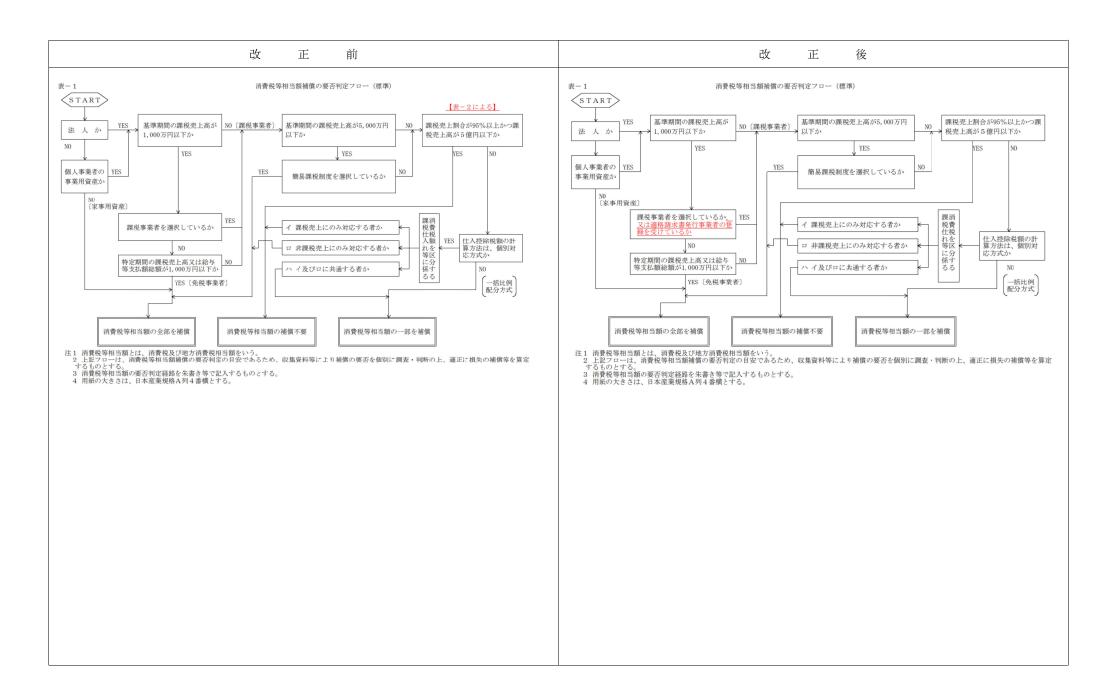
用地調查等共通仕様書(新旧対照表)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
用地調査等共通仕様書	用地調査等共通仕様書
第1章~第7章 (略)	第1章~第7章(略)
第8章 消費税等調査	第8章 消費税等調査
第123条(略)	第123条(略)
(調査) 第124条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に定める事業者であるときの調査は、 次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために 必要な資料を収集することにより行うものとする。 (1)~(16)(略) (新設) (新設) (17)その他の資料 2 (略)	(調査) 第124条 土地等の権利者等が消費税法第2条 <u>第1項</u> 第4号に定める事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。 (1)~(16)(略) (17)適格請求書発行事業者登録に係る通知書 (18)適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書 (19) その他の資料 (略)
(補償の要否の判定等) 第125条 (略) 2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー (「土地改良事業用地の取得等に伴う 損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」(令和元年10月10日付け 元農振第1862号農林水産省農村振興局長通知) 別添-5、6参考) により、補償の要否を 判定 (課税売上割合の算定を含む。) するものとし、消費税等調査表 (様式第16号) を用 いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は 困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものと する。	(補償の要否の判定等) 第125条 (略) 2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー (「土地改良事業用地の取得等に伴う 損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」(令和元年10月10日付け 元農振第1862号農林水産省農村振興局長通知)) により、補償の要否を判定 (課税売上割 合の算定を含む。) するものとし、消費税等調査表 (様式第16号) を用いて、作成するも のとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めたとき は、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

	改 正	前	改 正 後
兼式第16号	消費税等	等 調 査 表 調査者 年月日	様式第16号 消費税等調查表 調查者 年月日
県	郡 町 市 村	大字	県 郡 町 大字 市 村
調査対象者	住 所 県 市	形 町 大字 市 村	住所県郡町大字市村村
	た 名 又 は 法人・代表者名		氏名 又 は 法人・代表者名
調査	対象物件名・用途	調査対象物件の資産の区分	調査対象物件名・用途調査対象物件の資産の区分
		□ 事業用資産 □ 家事共用資産	□ 事業用資産 □ 家事共用資産
基 準 期 間	年 月 日	~ 年 月 日	基 準 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日
前年(個人)又は 前事業年度	年 月 日	~ 年 月 日	前年(個人)又は 前事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日
調査・収集した資料	■ 基準期間に対応する「消消 ■ 基準期間に対応する「所得 高	下適用届出書 出書 適用届出書 くなった旨の届出書 書 する旨の届出書 (特定期間用) に保る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) する旨の届出書	□ 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 □ 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 □ 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 □ 消費税簡易課税制度選択届出書 □ 消費税課税事業者選択届出書 ・ □ 消費税課税事業者選択届出書 ・ □ 消費税課税事業者選択届出書 ・ □ 消費税課税事業者届出書 □ 消費税課税事業者居出書 □ 消費税課税事業者居出書 □ 指費税の納稅義務者でなくなった旨の届出書 □ 法人設立届出書 □ 清費税の新設法人に該当する旨の届出書 □ 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 □ 消費税課税事業者届出書(特定期間用) □ 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) □ 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 □ 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 □ 適格請求書発行事業者登録に係る通知書 □ 適格請求書発行事業者登録に係る再消届出書 □ さの他の資料

改 正 前					改 正 後							
		(新設) (新設)					<u>前年(個人)又は前事業年度の</u> 「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 □無					
	(新設)	(新設)		(新設)			資 料	「消費税課税売上割合 類」の有無及び承認割 ※ 本資料は補償対象	<u>合について</u> 物件が共用(<u>資産へ)</u>	
	(新設)	(新設)			世	本 則 課 税	 資産である場合のみ収集する。 □無(下記へ) 油 償 用 ② 資産の譲渡等の対価の額(税抜き) ② 資産の譲渡等の対価の額(税抜き) ③ 土地買収代金額等 (区分地上権、地役権設定代金を含む) 補償用課税売上割合の算出 					
_	(新設) (新設)	(新設)				事	1/(2+3)	<u>② 円+③ 円</u>				
新 設	(新設)	(新設)	(新設)			補償用課税売 補償用課税 □ 95%以上である 上割合の率 売上割合率 □ 95%未満である					下記へ)	
	(新設)	(新設)				者 補償用課税 売上高の額 捕償用課税 売上高の額 □ 5億円超えである(下記 □ 5億円以下である					下記へ)	
	(新設)	(新設)	(新設)			_	採用方式	前年又は事業年度の 「消費税及び地方消費 税確定申告書(控)」	税及び地方消費 (一括比例配分方式へ)			
	(新設)	(新設)	(新設)			<u>係</u>	個別対応方式	補償対象物件	□□非		対応するも <u>の</u> み対応するも <u>の</u> もの (下記〜)	
	(新設)	(新設)					個別対応方式 の共用資産					
	(新設)	(新設)					一括比例配分 方 式	一括比例配分 慣 消費税等相当額×(1-補償用課税売上割合)				
	注 1 本調査には表 - 1 <u>表 - 2 及び表 - 3</u> を添付すること。 2 (略)						1 本調査表に 2 (略)	は、表−1 <u>又は表−2</u> をi	添付すること	٥		



改正前	改 正 後
表-2	(削 る)
前年 (個人) 又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 □無	
資 料 「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書 型 (個別対応方式の共用 類」の有無及び承認割合について ※ 本資料は補償対象物件が共用 (課税・非課税 資産である場合のみ収集する。 □無 (下記へ)	
型 補 償 用 ① 課税資産の譲渡等の対価の額 (税抜き) 円 ② 資産の譲渡等の対価の額 (税抜き) 円	
課 課税売上割合 ③ 土地買収代金額等 円 (区分地上権、地役権設定代金を含む) 円	
税 捕獲用課税売 円 上割合の算出 = % 事 ①/(2+3) ② 円+3 円	
補償用課税売 補償用課税 □ 95%以上である 業 上割合の率 売上割合率	
補償用課税 補償用課税 □ 5億円超えである (下記へ) 売上高の額 売上高の額	
関 採 用 方 式 前年又は事業年度の	
個別対応方式 値間別対応方式 値間対象物件 □ イ 課税売上にのみ対応するもの □ イ 課税売上にのみ対応するもの □ イ及び口に共通するもの(下記へ)	
個別対応方式 一 消費税等相当額× (1 - 補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合) の共用資産 部 円× (1-0.) =	
一括比例配分 // / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。	

